

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会

弘前市準備委員会設立総会・第1回総会



日時：令和4年8月23日（火）13時30分～

場所：ホテルニューキャッスル 3階 麗峰の間

大会マスコットキャラクター「アップリート君」

# 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市準備委員会設立総会資料

## 一目 次一

### 設立総会

次 第 . . . 1

#### 【説明事項】

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会の概要 . . . 3

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催準備経過 . . . 8

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会に向けたスケジュール  
. . . 11

#### 【報告事項】

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会設立趣意  
書 . . . 12

【第1号議案】第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員  
会会則（案） . . . 13

【第2号議案】第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員  
会委員役員等（案） . . . 18

### 第1回総会

次 第 . . . 21

【第1号議案】第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市開催基本  
方針（案） . . . 22

【第2号議案】第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員  
会 令和4年度事業計画（案） . . . 23

【第3号議案】第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員  
会 令和4年度収支予算（案） . . . 24

【第4号議案】第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員  
会総会から常任委員会への委任事項（案） . . . 25

#### 【報告事項】

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会事務局規程  
（案） . . . 26

# 設立総会



# 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市準備委員会設立総会次第

日時：令和4年8月23日（火）13：30～

場所：ホテルニューキャッスル 3階 麗峰の間

## 1 開会

## 2 設立発起人紹介

## 3 設立発起人代表あいさつ

## 4 説明事項

(1) 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会の概要

(2) 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催準備経過

(3) 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会に向けたスケジュール

## 5 報告事項

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会設立趣意書

## 6 仮議長の選出

## 7 議事

第1号議案 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会会則（案）

第2号議案 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会委員役員等（案）

## 8 閉会

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会  
弘前市準備委員会設立発起人名簿

(順不同・敬称略)

役 職	氏 名
弘前市長	櫻田 宏
公益財団法人弘前市スポーツ協会会長	春藤 英徳
弘前商工会議所会頭	今井 高志
社会福祉法人弘前市社会福祉協議会会長	山形 正臣
弘前市教育委員会教育長	吉田 健

## 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会の概要

### 1 目的

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

全国障害者スポーツ大会は、障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

### 2 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省及び開催地都道府県とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体等及び会場地市町村を含めたものとする。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、大会開催地の都道府県及び市町村並びにその他の関係団体とする。

### 3 大会の開催時期、期間及び会期

#### 【国民スポーツ大会】

- ・開催時期：9月中旬頃から10月中旬頃
- ・開催期間：11日間以内

#### 【全国障害者スポーツ大会】

- ・開催時期：原則として国民スポーツ大会の直後
- ・開催期間：3日間

### 4 実施予定競技

#### 【国民スポーツ大会】

##### (1) 正式競技 37競技（毎年実施36競技、隔年実施1競技）

都道府県対抗で実施し、得点対象（天皇杯・皇后杯対象競技）となる。

#### ○毎年実施競技

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ボート	ホッケー
バレーボール	体操	バスケットボール
レスリング	セーリング	ウエイトリフティング
ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲
馬術	フェンシング	柔道

説明事項（１）

ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	銃剣道	なぎなた
ボウリング	ゴルフ	トライアスロン

○隔年開催競技競技（１競技）

クレール射撃競技とボクシング競技のうち、第80回国民スポーツ大会では、クレール射撃競技を実施する。

（２）特別競技 １競技

毎年開催される高等学校野球（硬式及び軟式）で、都道府県対抗の得点対象外である。

（３）公開競技 ７競技

都道府県代表の参加により中央競技団体主導で開催するもので、都道府県対抗の得点対象外である。

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	グランド・ゴルフ	バウンドテニス
エアロビック		

（４）デモンストレーションスポーツ（３８競技）

県内の皆さんが国民スポーツ大会へ参加できる機会を設け、幅広い年齢層の方々が、スポーツに親しむきっかけや世代間、地域間の交流等を目的に生涯スポーツ推進の観点から実施する競技で、県民の皆さんが参加するスポーツで、都道府県対抗の得点対象外である。

パークゴルフ	フライングディスク	年齢別バドミントン
３Ｂ体操	ペタンク	マスターズスイミング
ノルディックウォーキング	スポーツウエルネス吹矢	パラグライダー
オリエンテーリング	ユニカール	ふれあいゲートボール
マラソン&ウォーキング	ビーチサッカー	マラソン
女子ソフトボール	スポーツチャンバラ	ファイン・ボール
空道	ウォーキング	ふれあいソフトボール
ソフトバレーボール	フロアボール	ウォークビンゴ
カーリング	ターゲット・バードゴルフ	ドッジボール
年齢別ソフトテニス	年齢別テニス	ふれあいボウリング
ユニバーサルホッケー	ラージボール卓球	マスターズ陸上競技

説明事項（１）

Let's Enjoy バウンドテニス	いきいき太極拳	インディアカ
ダンススポーツ	ビリヤード	

《弘前市開催競技》

（１）正式競技（６競技）

競技・種目名		種別	開催予定施設
体操	体操競技	全種別	青森県武道館
	新体操	少年男子	
		少年女子	
	トランポリン	全種別	
ソフトボール		成年女子	弘前市運動公園野球場 弘前市運動公園多目的運動広場
弓道	近的、遠的	全種別	青森県武道館
ライフル射撃	50m	全種別	岩木青少年スポーツセンター特設ライフル射撃場
	10m・A P		
	B P・B R	全種別	岩木青少年スポーツセンター体育館
空手道		全種別	青森県武道館
クレール射撃	トラップ、スキート	全種別	弘前クレール射撃場

（２）特別競技（１競技）

競技・種目名		種別	開催予定施設
高等学校野球	硬式、軟式	—	弘前市運動公園野球場

（３）デモンストラーションスポーツ（２競技）

競技・種目名		種別	開催予定施設
マスターズ陸上		—	弘前市運動公園陸上競技場
ビリヤード		—	弘前朝日会館マンハッタンクラブ

【全国障害者スポーツ大会】

（１）正式競技

説明事項（1）

公益財団法人日本パラスポーツ協会が定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」に基づき、個人競技及び団体競技あわせて14競技が開催される。

○個人競技 7競技

競技名		障害区分
陸上競技		身体・知的
水泳		身体・知的
アーチェリー		身体
卓球	卓球	身体・知的・精神
	サウンドテーブルテニス	身体（視）
フライングディスク		身体・知的
ボッチャ		身体
ボウリング		知的

○団体競技 7競技

競技名		障害区分
バスケットボール（男・女）		知的
車いすバスケットボール		身体
ソフトボール		知的
グラウンドソフトボール		身体
フットベースボール		知的
バレーボール（男・女）		身体（聴覚）
※精神のみ男女混合チーム		知的
		精神
サッカー		知的

（2）オープン競技

オープン競技は、広く障害のある人の中にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについて、開催県が希望する種目を独自に実施する。

未定（令和5年度決定予定）

※過去の実績

大会	オープン競技
岩手大会（平成28年）	ビリヤード（身・知・精）、卓球バレー（身・知・精）、ゲートボール（身・知・精）、ペタンク（身・知・精）
愛媛大会（平成29年）	肢体障がい者ボウリング（身）、ブラインドテニス（身）、精神障がい者フットサル（精）

説明事項（1）

福井大会（平成 30 年）	卓球バレー（身・知・精）、車いすテニス（身）、ゲートボール（身）
茨城大会（令和元年）	グラウンド・ゴルフ（身・知・精）、車いすダンス（身）、スポーツウエルネス吹矢（身・知・精）、卓球バレー（身・知・精）、ハンドアーチェリー（身・知）、ブラインドテニス（身）
とちぎ大会（令和 4 年）	卓球バレー（身・知・精）、車椅子ダンス（身）、スポーツウエルネス吹矢（身）

《弘前市開催競技》

正式競技（2 競技）

競技	障害区分	開催予定施設
フライングディスク	身体・知的	弘前市運動公園陸上競技場
ボッチャ	身体	青森県武道館

5 愛称・スローガン・マスコットキャラクター

○愛称：「青の煌めきあおもり国スポ」

「青の煌めきあおもり障スポ」

青の<sup>きら</sup>煌めきあおもり国スポ

青の<sup>きら</sup>煌めきあおもり障スポ

○スローガン：「翔ける未来へ縄文の風に乗って」（共通）

翔ける未来へ縄文の風に乗って

○マスコットキャラクター：アップリート君（共通）



第 80 回国民スポーツ大会・第 25 回全国障害者スポーツ大会開催準備経過

年 月 日	経 過 内 容
平成 27 年 9 月 18 日	青森県知事が青森県議会（平成 27 年 9 月定例会）の提出議案説明において、平成 37 年に開催される第 80 回国民体育大会本大会の本県招致を表明
10 月 9 日	青森県議会が「第 80 回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
11 月 20 日	青森県知事、青森県教育長、公益財団法人青森県体育協会会長が、文部科学省及び公益財団法人日本体育協会に開催要望書を提出
平成 28 年 1 月 13 日	公益財団法人日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）
8 月 31 日	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第 1 回総会を開催
11 月 10 日	第 80 回国民体育大会市町村担当者会議及び競技団体担当者会議を開催
平成 29 年 4 月 19 日	<u>第 80 回国民体育大会青森県準備委員会第 2 回常任委員会を開催し、第 80 回国民体育大会会場地市町村第一次内定【体操（競技、新体操）、ソフトボール、弓道、空手道、高等学校野球（硬式、軟式）】</u>
5 月 24 日	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会第 2 回総会を開催
10 月 23 日	第 80 回国民体育大会第 1 回会場地市町村・競技団体担当者会議を開催
平成 30 年 1 月 15 日	<u>第 80 回国民体育大会青森県準備委員会第 3 回常任委員会を開催し、第 80 回国民体育大会会場地市町村第二次内定【クレール射撃】</u>
7 月 10 日	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会第 3 回総会を開催
8 月 30 日	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会を第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称
12 月 21 日	<u>第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会第 5 回常任委員会を開催し、第 80 回国民スポーツ大会会場地市町村第四次内定【体操（トランポリン）】</u>
平成 31 年 4 月 22 日	第 80 回国民スポーツ大会第 2 回会場地市町村担当者会議を開催

説明事項（２）

年 月 日	経 過 内 容
令和 元年 5月28日 ～29日	<u>中央競技団体正規視察【高等学校野球】</u>
6月14日	<u>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回常任委員会を開催し、第80回国民スポーツ大会会場地市町村第五次内定【ライフル射撃（50m/10m・AP、BP・BR）】及びデモンストレーションスポーツ会場地市町村第二次内定【マスターズ陸上競技】</u>
6月26日	<u>中央競技団体正規視察【弓道】</u>
7月 1日	<u>中央競技団体正規視察【ソフトボール（弘前市分）】</u>
7月26日	<u>中央競技団体正規視察【クレ射撃】</u>
7月29日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回総会を開催
7月30日	<u>中央競技団体正規視察【体操】</u>
8月29日	<u>中央競技団体正規視察【空手道】</u>
11月 6日	<u>中央競技団体正規視察【ライフル射撃（弘前市分）】</u>
令和 2年 5月11日	第80回国民スポーツ大会第3回会場地市町村担当者会議を開催（書面開催）
6月 1日	青森県知事、青森県教育庁、公益財団法人青森県スポーツ協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本スポーツ協会に開催申請書を提出
7月22日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回総会を開催（書面決議）
9月25日	公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の4者が鹿児島国体を令和5年度に開催することを決定し、これにより第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和8年に一年延期することが決定
10月 8日	公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として青森県が内定
11月20日	第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会第1回会議を開催
令和 3年 1月20日	第80回国民スポーツ大会第3回市町村担当者会議・第3回競技団体担当者会議を開催

説明事項（２）

年 月 日	経 過 内 容
令和 3年 2月 1日	<p><u>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第9回常任委員会を開催し、第80回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ会場地市町村第四次内定【ビリヤード】</u></p>
7月 9日	<p>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回総会を開催（書面決議）</p>
10月29日	<p>第80回国民スポーツ大会第4回市町村担当者会議及び第80回国民スポーツ大会第4回会場地市町村担当者会議・第4回競技団体担当者会議及び第80回国民スポーツ大会第1回会場地市町村宿泊・輸送担当者会議を開催（オンライン開催）</p>
令和 4年 3月23日	<p><u>第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会より会場地決定の通知【フライングディスク、ボッチャ】</u></p>
4月 1日	<p><u>弘前市健康こども部スポーツ振興課内に、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室を設置（専任職員3名）</u></p>
6月27日	<p><u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会設立発起人会を開催</u></p>
7月22日	<p>第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回総会を開催</p>
8月23日	<p><u>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会設立総会・第1回総会を開催</u></p>

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会に向けたスケジュール

年度	主要日程	弘前市準備（実行）委員会等	弘前市
令和2年度 (2020年) 【6年前】 *鹿児島国体 (延期)	◆第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和8年に一年延期することが決定  ◆第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として内定（第25回全国障害者スポーツ大会の開催も事実上内定）	弘前市開催予定競技	
令和3年度 (2021年) 【5年前】 *三重国体 <中止>		<ul style="list-style-type: none"> <li>▼国民スポーツ大会</li> <li>【正式競技】</li> <li>・体操（青森県武道館）</li> <li>・空手道（青森県武道館）</li> <li>・弓道（青森県武道館）</li> <li>・ソフトボール（弘前市運動公園野球場ほか）</li> <li>・クレール射撃（弘前クレール射撃場）</li> <li>・ライフル射撃（岩木青少年スポーツセンター特設ライフル射撃場ほか）</li> <li>【特別競技】</li> <li>・高等学校野球（弘前市運動公園野球場）</li> <li>【デモンストレーションスポーツ】</li> <li>・マスターズ陸上（弘前市運動公園陸上競技場）</li> <li>・ビリヤード（弘前朝日会館マンハッタンクラブ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼全国障害者スポーツ大会</li> <li>【個人競技】</li> <li>・フライングディスク（弘前市運動公園陸上競技場）</li> <li>・ボッチャ（青森県武道館）</li> </ul>
令和4年度 (2022年) 【4年前】 *栃木国体		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆準備委員会設立発起人会開催</li> <li>◆準備委員会設立総会及び第1回総会開催（総会・常任委員会・各専門委員会を随時開催）</li> </ul>	◆健康こども部スポーツ振興課内に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室設置
令和5年度 (2023年) 【3年前】 *鹿児島国体	◆会場地総合視察（日本スポーツ協会・文部科学省）  ◆開催決定	◆準備委員会から実行委員会へ改組（総会・常任委員会・各専門委員会を随時開催）	◆（仮称）国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進課設置
令和6年度 (2024年) 【2年前】 *佐賀国スポ		◆実行委員会総会・常任委員会・各専門委員会を随時開催	◆組織、体制の充実・強化  ◆リハーサル大会実施本部設置
令和7年度 (2025年) 【1年前】 *滋賀国スポ	◆国民スポーツ大会リハーサル大会開催	◆実行委員会総会・常任委員会・各専門委員会を随時開催	◆本大会実施本部設置
令和8年度 (2026年) 【開催年】 *青森国スポ	◆全国障害者スポーツ大会リハーサル大会開催	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催</b> </div>	
		◆実行委員会解散	

## 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市準備委員会設立趣意書

「国民体育大会」の名称が、スポーツ基本法の改正により、令和6年大会から変更され開催される国民スポーツ大会は、昭和21年の第1回大会以来、わが国最大のスポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されます。

本県においては、昭和52年に第32回大会「あすなる国体」が開催され、本市ではテニス、体操、クレール射撃、ラグビーフットボール競技の会場地として、全国のトッププレーヤーが集結し、熱い戦いを繰り広げ、市民のスポーツに対する関心を高めるとともに、その後の本市のスポーツの普及・振興や市勢発展に大きな影響を与えたところです。

また、全国障害者スポーツ大会は、障害のある人がスポーツ大会に参加し、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として開催されます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、国民のスポーツに対する機運が醸成されているところであり、本市においては、共生社会ホストタウンとして、パラリンピアンとの交流や心のバリアフリーに関する取り組みを実施し、共生社会の実現を目指してきました。

このような中、令和8年に第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会が本県、そして本市で開催されることは、さらなるスポーツの普及・振興と市勢発展並びに共生社会の実現につながるものであり、本市の恵まれた自然、歴史、文化等の地域資源を全国の方々に発信する絶好の機会でもあります。

両大会の開催に向けた市民一体となった取り組みにより、市全体の連帯感を高め、本市が目指す「みんなで創り みんなをつなぐ あずましいうりんご色のまち」の実現にむけて、極めて有意義なものと確信しております。

このような意義ある両大会を成功に導くために、市民・各種関係団体・行政からなる「第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会」を設立し、弘前市民の総力を結集して所期の目的を達成しようとするものであります。

令和4年6月27日

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会  
弘前市準備委員会設立発起人

弘前市長	櫻田 宏
公益財団法人弘前市スポーツ協会会長	春藤 英徳
弘前商工会議所会頭	今井 高志
社会福祉法人弘前市社会福祉協議会会長	山形 正臣
弘前市教育委員会教育長	吉田 健

## 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市準備委員会会則（案）

### 第1章 総則

#### （名称）

第1条 本会は、第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

#### （目的）

第2条 準備委員会は、第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会において、弘前市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

#### （所掌事項）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- （1） 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- （2） 競技会の開催に係る準備に関すること。
- （3） 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- （4） 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- （5） 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- （6） その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

### 第2章 組織

#### （組織）

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1） 弘前市を代表する者
- （2） 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- （3） その他会長が特に必要と認める者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

#### （役員）

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 若干名
- （3） 常任委員 35名以内
- （4） 監事 2名

#### （役員を選任）

第6条 会長は、弘前市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

## 第1号議案

- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

### (役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

### (任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

### (顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

## 第3章 会議

### (会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

### (総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催に必要な方針に関すること。
  - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。

## 第1号議案

- (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

- 第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長をもって充てる。
  - 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
  - 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
  - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
  - 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
    - (1) 総会から委任された事項に関すること。
    - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。
    - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
    - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
  - 7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
  - 8 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。
  - 9 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
  - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
  - 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

## 第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

## 第1号議案

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

### 第5章 事務局

（事務局）

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

### 第6章 財務及び会計

（経費）

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

（予算及び決算）

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の財務及び会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 第7章 解散

（解散）

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分するものとする。

### 第8章 補則

（委任）

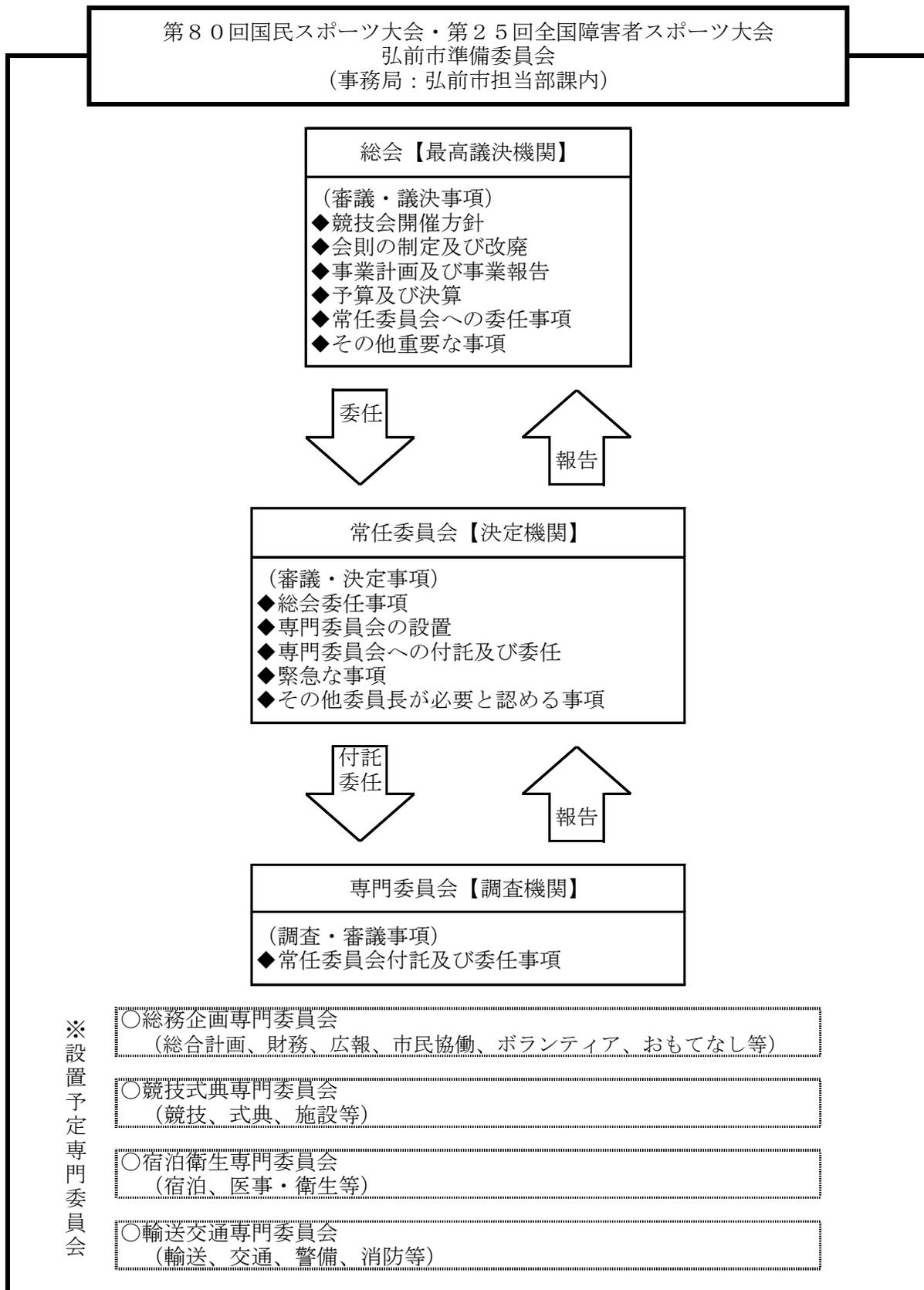
第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

1 この会則は、令和4年〇月〇〇日から施行する。

2 準備委員会の令和4年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、令和5年3月31日までとする。

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会  
弘前市準備委員会組織図



**第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会  
弘前市準備委員会委員役員等（案）**

(順不同・敬称略)

**【会長】**

No	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市関係	弘前市	市長	櫻田 宏

**【副会長】**

No	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	スポーツ関係	公益財団法人弘前市スポーツ協会	会長	春藤 英徳
2	産業・経済関係	弘前商工会議所	会頭	今井 高志
3	医療・福祉関係	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	会長	山形 正臣
4	市関係	弘前市教育委員会	教育長	吉田 健
5	市関係	弘前市	副市長	出崎 和夫

**【常任委員】**

No	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	競技団体	青森県体操協会	会長	西村 幸治郎
2	競技団体	青森県ソフトボール協会	会長	沼澤 憲三
3	競技団体	青森県弓道連盟	会長	工藤 誠一
4	競技団体	青森県ライフル射撃協会	会長	寺澤 良悦
5	競技団体	青森県空手道連盟	会長	大島 理森
6	競技団体	青森県クレー射撃協会	会長	相馬 正
7	競技団体	青森県高等学校野球連盟	会長	工藤 清彦
8	競技団体	青森県障害者フライングディスク協会	会長	齋藤 誠
9	競技団体	青森県ボッチャ協会	代表理事	福沢 和彦
10	競技団体	青森県高等学校体育連盟体操専門部	委員長	竹谷 直行
11	競技団体	青森県高等学校体育連盟ソフトボール専門部	部長	杉森 晋
12	競技団体	青森県高等学校体育連盟弓道専門部	部長	隅田 佳文
13	競技団体	青森県高等学校体育連盟空手道専門部	部長	岡 一仁
14	スポーツ関係	弘前市スポーツ推進審議会	会長	水木 厚美
15	スポーツ関係	弘前市スポーツ推進委員協議会	会長	井澤 隆昭
16	スポーツ関係	弘前地区中学校体育連盟	会長	相馬 英明
17	学校・教育関係	弘前地区小学校長会	校長	相馬 伸光
18	学校・教育関係	弘前市中学校長会	会長	成田 隆道
19	学校・教育関係	青森県高等学校校長協会中南地区	会長	古川 浩樹
20	学校・教育関係	青森県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協議会弘前地区支部	支部長	菊池 諭
21	産業・経済関係	岩木山商工会	会長	石田 豊章
22	観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人弘前観光コンベンション協会	会長	三上 千春
23	観光・宿泊・衛生関係	岩木山観光協会	会長	齊藤 爾
24	観光・宿泊・衛生関係	弘前市旅館ホテル組合	組合長	福士 圭介
25	観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人弘前市物産協会	会長	熊谷 孝志
26	輸送・交通関係	弘南バス株式会社	代表取締役社長	工藤 智久
27	輸送・交通関係	青森県タクシー協会弘前支部	支部長	下山 清司
28	医療・福祉関係	一般社団法人弘前市医師会	会長	澤田 美彦
29	医療・福祉関係	弘前市身体障害者福祉連合会	会長	森山 正
30	医療・福祉関係	公益社団法人青森県看護協会で中弘南黒支部	中弘南黒支部長	宇野 美和子
31	市民・各種団体	弘前市町会連合会	会長	小山 三千雄
32	市関係	弘前市	健康こども部長	一戸 ひとみ
33	市関係	弘前市	福祉部長	秋元 哲

## 【監事】

No	選出区分	機関・関係団体等名	役職名	氏名
1	産業・経済関係	弘前商工会議所	専務理事	土岐 俊二
2	市関係	弘前市	会計管理者	菅野 昌子

## 【委員】

No	選出区分	機関・関係団体等名	役職名	氏名
1	競技団体	弘前体操連盟	会長	宮地 善道
2	競技団体	弘前市ソフトボール協会	会長	須郷 紘輔
3	競技団体	弘前弓道会	会長	成田 王仁
4	競技団体	弘前市空手協会	理事長	対馬 利光
5	競技団体	一般社団法人弘前射撃協会	会長	上谷 眞一
6	競技団体	青森県高等学校野球連盟弘前地区	会長	白濱 卯
7	スポーツ関係	特定非営利活動法人ひろさきレクリエーション協会	会長	薬師山 正人
8	スポーツ関係	弘前市スポーツ少年団	本部長	小山内 修
9	学校・教育関係	弘前市保育研究会	会長	藤田 俊彦
10	学校・教育関係	弘前私立幼稚園連合会	会長	秋元 信行
11	学校・教育関係	青森県高等学校PTA連合会中南地区協議会	会長	谷淵 孝太
12	学校・教育関係	弘前市連合父母と教師の会	会長	小山内 明
13	学校・教育関係	東奥義塾中学校高等学校	校長	コルドウェル ジョン
14	学校・教育関係	弘前学院聖愛中学高等学校	校長	山上 猛美
15	学校・教育関係	柴田学園大学附属柴田学園高等学校	校長	石澤 徳成
16	学校・教育関係	弘前東高等学校	校長	虻川 昭吾
17	学校・教育関係	青森県立弘前第一養護学校	校長	佐藤 忠全
18	学校・教育関係	青森県立弘前第二養護学校	校長	下川原 慶子
19	学校・教育関係	弘前大学教育学部附属特別支援学校	校長	川村 泰弘
20	学校・教育関係	国立大学法人弘前大学	学長	福田 眞作
21	学校・教育関係	弘前学院大学	学長	藁科 勝之
22	学校・教育関係	弘前医療福祉大学・弘前医療福祉大学短期大学部	理事長	下田 肇
23	学校・教育関係	柴田学園大学	学長	加藤 陽治
24	学校・教育関係	柴田学園大学短期大学部	学長	島内 智秋
25	産業・経済関係	公益社団法人弘前青年会議所	理事長	太田 脩皓
26	産業・経済関係	つがる弘前農業協同組合	代表理事組合長	天内 正博
27	産業・経済関係	相馬村農業協同組合	代表理事組合長	大場 勉
28	産業・経済関係	津軽みらい農業協同組合石川基幹支店	基幹支店長	工藤 浩一
29	産業・経済関係	弘前建設業協会	副協会長	松下 覚
30	産業・経済関係	津軽地区建物管理事業協同組合	理事長	高野 悟
31	観光・宿泊・衛生関係	弘前料理飲食業組合	理事長	板垣 重敏
32	観光・宿泊・衛生関係	公益社団法人青森県栄養士会弘前地区会	運営委員長	佐藤 史枝
33	観光・宿泊・衛生関係	弘前食品衛生協会	会長	菊地 浩
34	輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社弘前駅	弘前駅長	奈良 隆模
35	輸送・交通関係	弘南鉄道株式会社	取締役社長	船越 弘造
36	輸送・交通関係	弘前交通安全協会	会長	小山 三千雄
37	医療・福祉関係	弘前大学医学部附属病院	病院長	大山 力
38	医療・福祉関係	独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	院長	大熊 洋揮
39	医療・福祉関係	津軽保健生活協同組合健生病院	病院長	伊藤 眞弘
40	医療・福祉関係	弘前地区心身障害児者父母の会連合会	会長	大高 義昭
41	医療・福祉関係	一般社団法人弘前歯科医師会	理事	松山 貴紀
42	医療・福祉関係	一般社団法人弘前薬剤師会	会長	磯木 雄之輔

第2号議案

No	選出区分	機関・関係団体等名	役職名	氏名
43	医療・福祉関係	弘前地区消防事務組合	消防長	中村 康司
44	市民・各種団体	弘前市老人クラブ連合会	会長	八木橋 喜代治
45	市民・各種団体	弘前地区防犯協会	会長	櫻田 宏

【顧問】

No	選出区分	機関・関係団体等名	役職名	氏名
1	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	岡元 行人
2	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	川村 悟
3	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	安藤 晴美
4	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	齊藤 爾
5	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	谷川 政人
6	県議会	青森県議会（弘前市選出議員）	議員	鶴賀谷 貴
7	市議会	弘前市議会	議長	清野 一榮
8	市議会	弘前市議会	副議長	小田桐 慶二

【参与】

No	選出区分	機関・関係団体等名	役職名	氏名
1	市関係	弘前市教育委員会	教育長職務代理者	日景 弥生
2	市関係	弘前市教育委員会	委員	柿崎 良樹
3	市関係	弘前市教育委員会	委員	齋藤 由紀子
4	市関係	弘前市教育委員会	委員	村谷 要
5	国・県関係	東北地方整備局青森河川国道事務所弘前国道維持出張所	出張所長	木村 勇司
6	国・県関係	陸上自衛隊弘前駐屯地	弘前駐屯地司令	天内 明弘
7	国・県関係	中南地域県民局	局長	澁谷 俊樹
8	国・県関係	弘前警察署	署長	佐藤 隆史
9	報道関係	株式会社東奥日報社弘前支社	支社長	木村 宏
10	報道関係	株式会社陸奥新報社	代表取締役	三上 知見
11	報道関係	株式会社朝日新聞青森総局	総局長	立松 朗
12	報道関係	株式会社毎日新聞社青森支局	支局長	遠山 和彦
13	報道関係	株式会社読売新聞東京本社弘前支局	支局長	安永 真人
14	報道関係	日本放送協会青森放送局弘前支局	支局長	中村 円香
15	報道関係	青森放送株式会社弘前支社	支社長	佐々木 嘉彦
16	報道関係	株式会社青森テレビ	弘前支社支社長	成田 克彦
17	報道関係	青森朝日放送株式会社弘前支社	支社長	増田 周治
18	報道関係	アップルウェブ株式会社	代表取締役社長	一戸 勝美
19	報道関係	株式会社津軽新報社	代表取締役	北山 正之
20	報道関係	株式会社河北新報社青森総局	総局長	古関 良行
21	報道関係	株式会社デーリー東北新聞社	青森支社長	長谷川 開丈
22	報道関係	株式会社日本経済新聞社青森支局	支局長	伊藤 敏克
23	報道関係	一般社団法人共同通信社青森支局	支局長	柿崎 淳
24	報道関係	株式会社時事通信社青森支局	支局長	四ツ井 宗治

# 第1回総会



# 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市準備委員会第1回総会次第

日時：令和4年8月23日（火）14：00～

場所：ホテルニューキャッスル 3階 麗峰の間

## 1 開会

## 2 議事

第1号議案 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会  
弘前市開催基本方針（案）

第2号議案 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会  
弘前市準備委員会 令和4年度事業計画（案）

第3号議案 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会  
弘前市準備委員会 令和4年度収支予算（案）

第4号議案 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市  
準備委員会総会から常任委員会への委任事項（案）

## 3 報告事項

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会事務局  
規程（案）

## 4 閉会

## 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市開催基本方針(案)

### 1 基本方針

本市は、藩政時代以来の城下町であり、日本一の桜の名所である弘前公園をはじめ、多くの歴史的建造物、世界文化遺産の大森勝山遺跡のほか、秀峰岩木山をはじめとする豊かな自然、風情のある温泉や種々の郷土料理、そして日本一の生産量を誇るりんごなど、地域資源に恵まれた豊かなまちです。

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会は、スポーツの普及・振興と市勢発展並びに共生社会の実現につながるものであり、本市の恵まれた自然、歴史、文化等の地域資源を全国の方々に発信する絶好の機会でもあります。

両大会の開催に向けた市民一体となった取り組みにより、市全体の連帯感を高め、本市が目指す「みんなで創り みんなをつなぐ あずましいりんご色のまち」の実現につながる大会を目指します。

### 2 実施目標

#### (1) 健康都市弘前を推進する大会

大会開催を契機とし、スポーツへの関心を高めるとともに、スポーツをする習慣の定着につなげ「健康都市弘前」の実現を目指します。

#### (2) スポーツの「ちから」でみんながともに支えあう大会

スポーツの持つ様々な「ちから」によって、子どもから高齢者、障がいのある人など、誰もが生き生きとした生活を送ることができ、互いに支え合う「共生社会」の実現によって、市民が輝く大会を目指します。

#### (3) 市民総参加でつくり、オール弘前を推進する大会

大会開催が円滑に行われるように努め、市民、地域、関係機関・団体、大学、事業者等の様々な主体による大会準備・運営を進め、オール弘前体制で臨み、スポーツ振興と地域活性化を推進する大会を目指します。

#### (4) 弘前の魅力を全国へ発信し、地域振興につなげる大会

大会運営やおもてなしをきっかけとして、自然、歴史、文化、食など、弘前の魅力を、全国にアピールする大会を目指します。

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会  
弘前市準備委員会 令和4年度事業計画（案）

1 会議等の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

2 開催準備業務の推進

- (1) 各種開催基本計画の策定
- (2) 開催関係経費の調査研究
- (3) 県からの各種調査への対応
- (4) 先催都市の開催準備に係る調査研究
- (5) 県準備委員会との連絡調整
- (6) 本市開催競技団体との連絡調整

3 令和4年度開催都市の視察及び準備状況等の調査研究

- (1) いちご一会とちぎ国体視察
- (2) いちご一会とちぎ国体開催都市事業概要説明会への出席

4 広報啓発活動の推進

- (1) 大会PR活動品等の作成

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会  
弘前市準備委員会 令和4年度収支予算（案）

【収入の部】

（単位：円）

科目	予算額	説明
負担金	1,713,000	弘前市負担金
合計	1,713,000	

【支出の部】

（単位：円）

科目	予算額	説明
総務費	613,000	
会議費	300,000	会場費等
事務局費	313,000	事務局運営関係費等
開催推進費	1,100,000	
調査研究費	800,000	栃木国体視察費等
広報啓発費	300,000	広報啓発活動品作成費等
合計	1,713,000	

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会  
弘前市準備委員会総会から常任委員会への委任事項(案)

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 広報、市民協働及び歓迎・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通及び警備・消防に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

## 第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市準備委員会事務局規程（案）

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この規程は、第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会会則第15条第2項の規定に基づき、第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会弘前市準備委員会（以下「準備委員会」という。）の事務局の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 事務局

#### （事務局）

第2条 事務局は、弘前市健康こども部スポーツ振興課国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室内に置く。

#### （業務）

第3条 事務局は、準備委員会に関する事務を処理する。

#### （職員）

第4条 事務局に次の職員を置く。

- （1）事務局長
- （2）事務局次長
- （3）事務局次長補佐
- （4）事務局職員

2 事務局の職員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

3 会長は、特に必要があると認めるときは、弘前市職員以外の者を事務局の職員として置くことができる。

4 事務局の職員は、会長が任免する。

#### （所掌事務）

第5条 事務局の所掌事務は、別表第2のとおりとする。

#### （職務）

第6条 事務局長は、会長の命を受け、事務局を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、上司の命を受け、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局次長補佐は、上司の命を受け、事務局次長を補佐し、事務局次長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

### 第3章 事務の専決等

#### （専決）

## 報告事項

第7条 事務局長及び事務局次長が専決できる事項は、別表第3のとおりとする。

- 2 事務局長は、専決した事項のうち、特に必要があると認められる事項については、会長並びに副会長に報告しなければならない。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決する。

- 2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

## 第4章 文書及び公印

(記号及び番号)

第9条 文書には、記号及び番号を付けるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

- 2 文書の記号は、「国障弘準委」とする。
- 3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(起案)

第10条 文書を起案するときは、原則として起案用紙を用いなければならない。

- 2 軽易な事案及び定例的に取り扱う事案に係る起案は、起案用紙を用いず、文書の余白を利用し、行うことができる。

(保存)

第11条 事務の処理が完結した文書は、事務局にて編さんし、保存しなければならない。

- 2 会則第19条の規定により、準備委員会が解散したときは、保存文書を弘前市へ引き継ぐものとする。

(公印)

第12条 事務局で使用する公印の種類等は、別表第4のとおりとする。

- 2 前項に定める公印の保管は、事務局次長が行うものとする。

(準用)

第13条 この章に定めるもののほか、文書及び公印の取り扱いに関しては、弘前市文書等管理規程（平成18年2月27日弘前市訓令第3号）及び弘前市公印規則（平成18年2月27日弘前市規則第9号）の例による。

## 第5章 服務及び旅費

(服務)

第14条 職員の服務については、弘前市の例による。

(旅費)

第15条 職員がその職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の規定による旅費の額については、原則として弘前市の例による。

(費用弁償)

第16条 準備委員会役員及び委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。ただし、準備委員会の会議の出席に要する経費については、

## 報告事項

この限りではない。

- 2 前項において支給される費用弁償の額及び支給方法については、前条第2項の例による。

### 第6章 予算及び決算等

(財務及び会計)

- 第17条 予算及び決算等に関する財務及び会計に関し必要な事項は、準備委員会会則第18条第2項に基づき、事務局長が別に定める。

### 第7章 補則

(委任)

- 第18条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、令和4年 月 日から施行する。

報告事項

別表第1（第4条関係）

事務局長	弘前市健康こども部長
事務局次長	弘前市健康こども部スポーツ振興課長
事務局次長補佐	弘前市健康こども部スポーツ振興課 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室長
事務局職員	弘前市健康こども部スポーツ振興課 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室職員

別表第2（第5条関係）

<p>1 事務局の組織、人事、服務等に関すること。</p> <p>2 総会、常任委員会、専門委員会の事務に関すること。</p> <p>3 準備委員会の事業計画及び事業報告に関すること。</p> <p>4 準備委員会の予算及び決算等に関すること。</p> <p>5 その他、準備委員会の事務に関すること。</p>
---

別表第3（第7条関係）

事項	事務局長	事務局次長
1 事務局の事務分担に関すること。		事務局次長補佐及び事務局職員の事務分担に関すること。
2 文書に関する事務に関すること。	重要な通知、届出、申請、照会、回答及び報告等に関すること。	軽易な通知、届出、申請、照会、回答及び報告等に関すること。
3 事務局の規程等に関すること。	規程等の制定及び改廃に関すること。	
4 準備委員会委員等の旅行に関すること。	旅行命令に関すること。	
5 総会等の会議の開催等に関すること。	総会及び常任委員会の開催及び議案等に関すること。	専門委員会等の会議の開催及び議案等に関すること。
6 契約方法及び業者の選定等の決定に関すること。	1件の予定価格が500万円超のもの。	1件の予定価格が500万円以下のもの。
7 その他の事項に関すること。	前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。	前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

報告事項

別表第4（第13条関係）

公印の種類	形状	寸法	書体	用途
第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会 弘前市準備委員会会長之印	正方形	27ミリメートル	篆書	会長名をもって する文書